

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応の基本方針

警固屋小学校では、北朝鮮による弾道ミサイル発射時にJアラート及び緊急情報が発信された場合、呉市教育委員会の方針に従い、次のように対応します。

### 1 始業前に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 登校前の児童生徒は、「自宅待機」とする。
- (2) 登校中の児童生徒は、次のようにする。

#### 【屋外にいる場合】

- ・ 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 【バスに乗っている場合】

- ・ 運転手の指示に従う。

- (3) その後の緊急情報に応じて、次のようにする。

ア 「緊急情報A」が発信された場合、「臨時休業」とする。

イ 「緊急情報B」が発信されたら、「登校開始」とする。

ウ 「緊急情報C」が発信されたら、その時点で「登校」する。

### 2 始業後に、緊急情報①が発信された場合

#### 【屋外にいる場合】

- ・ 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 【屋内にいる場合】

- ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

### 3 下校中に、緊急情報①が発信された場合

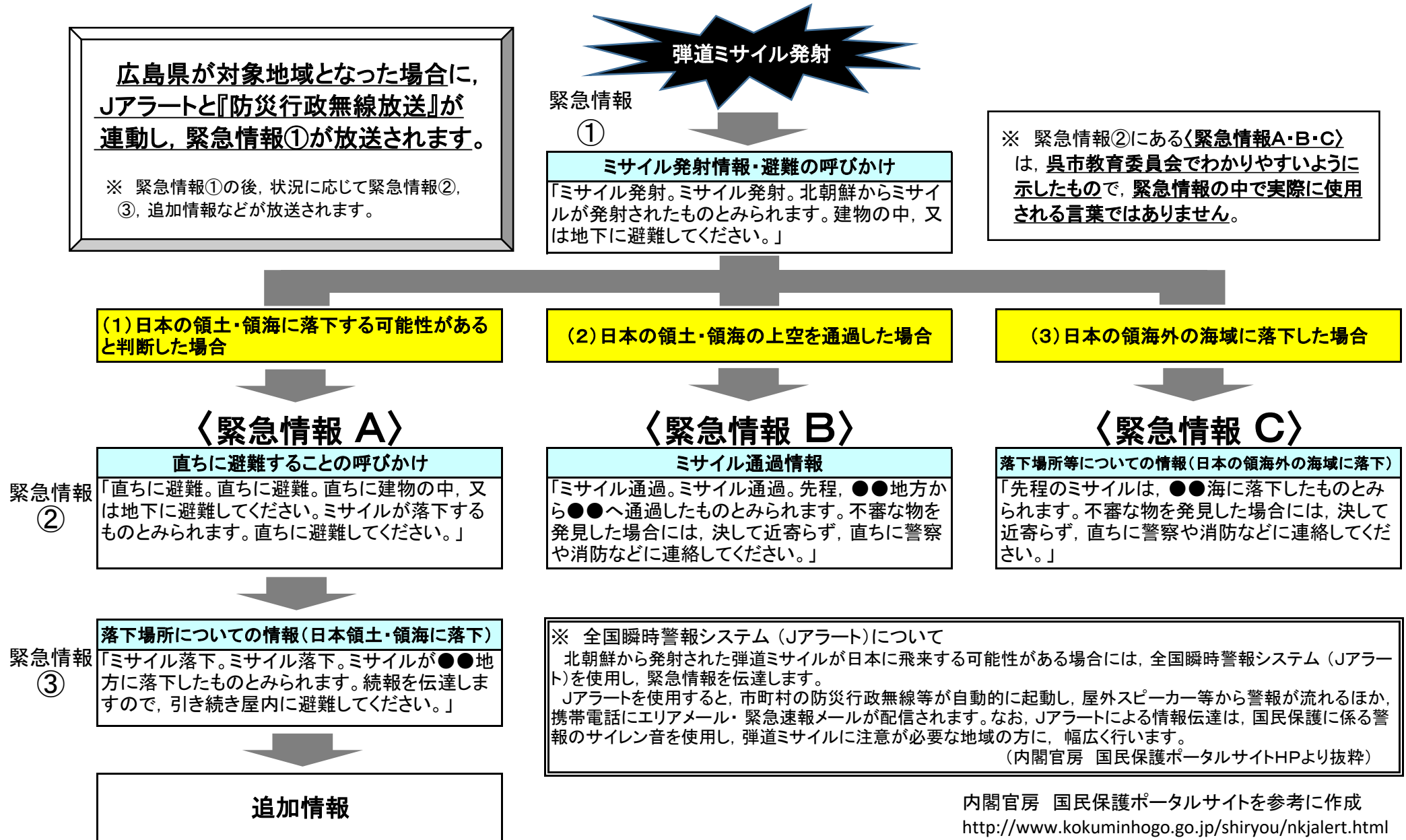
#### 【屋外にいる場合】

- ・ 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 【バスに乗っている場合】

- ・ 運転手の指示に従う。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達の流れ



広島県が対象地域となった場合に、**Jアラートと『防災行政無線放送』が連動し、緊急情報①が放送されます。**

※ 緊急情報①の後、状況に応じて緊急情報②、③、追加情報などが放送されます。

**弾道ミサイル発射**

緊急情報 ①

**ミサイル発射情報・避難の呼びかけ**

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。」

※ 緊急情報②にある<緊急情報A・B・C>は、呉市教育委員会でわかりやすいように示したもので、**緊急情報の中で実際に使用される言葉ではありません。**

**(1)日本の領土・領海に落下する可能性がある  
と判断した場合**

**(2)日本の領土・領海の上空を通過した場合**

**(3)日本の領海外の海域に落下した場合**

**<緊急情報 A>**

**直ちに避難することの呼びかけ**

緊急情報 ②

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。」

**<緊急情報 B>**

**ミサイル通過情報**

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

**<緊急情報 C>**

**落下場所等についての情報(日本の領海外の海域に落下)**

「先程のミサイルは、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

緊急情報 ③

**落下場所についての情報(日本領土・領海に落下)**

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

※ 全国瞬時警報システム (Jアラート)について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、全国瞬時警報システム (Jアラート)を使用し、緊急情報を伝達します。

Jアラートを使用すると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。なお、Jアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に、幅広く行います。

(内閣官房 国民保護ポータルサイトHPより抜粋)

**追加情報**